

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和三年七月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則九一―一七―一六五

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九一―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
別表第一（第一条関係）	別表第一（第一条関係）

一〇十一 (略)

十二 総務省

組織	(略)	電気通信紛争 処理委員会事 務局	(略)	組織
官職	(略)	参事官	(略)	官職
区分	(略)	一種	(略)	区分

十三〇二十 (略)

二十一 財務省

組織	(略)		(略)	
官職	(略)		(略)	
区分	(略)		(略)	

一〇十一 (略)

十二 総務省

組織	(略)	電気通信紛争 処理委員会事 務局	(略)	組織
官職	(略)	参事官 紛争処理調査官 (人事院の定 めるものに限 る。)	(略)	官職
区分	(略)	二種 一種	(略)	区分

十三〇二十 (略)

二十一 財務省

組織	(略)		(略)	
官職	(略)		(略)	
区分	(略)		(略)	

国税局及び沖	(略)	組	(略)	地区税関	税関及び沖縄	(略)	(略)					
		職						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		区						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

二十二 国税庁

国税局及び沖	(略)	組	(略)	地区税関	税関及び沖縄	(略)	(略)				
		職						(略)	(略)	(略)	(略)
		区						(略)	(略)	(略)	(略)

二十二 国税庁

局	地方厚生支	(略)	組 織
課長 指導医療官(人)	(略)	(略)	官 職
四種	(略)	(略)	区 分

二十六 厚生労働省

二十三～二十五 (略)

(略)	繩国税事務所 特別国税調査官 統括国税徴収官 統括国税調査官 統括国税査察官 主任国税管理官		
(略)	四種		
(略)	五種		

局	地方厚生支	(略)	組 織
課長 指導医療官(人)	(略)	(略)	官 職
四種	(略)	(略)	区 分

二十六 厚生労働省

二十三～二十五 (略)

(略)	繩国税事務所 特別国税調査官 統括国税徴収官 統括国税調査官 統括国税査察官		
(略)	四種		
(略)			

二十八〜四十二 (略)	地方事務所		(略)	組 織	(略)	事院の定める ものに限る。
	(略)	所長	(略)	官 職		
	(略)	三種	(略)	区 分		
二十七 中央労働委員会					(略)	
					(略)	
					(略)	

二十八〜四十二 (略)	地方事務所		(略)	組 織	(略)	事院の定める ものに限る。
	(略)	所長	(略)	官 職		
	(略)	二種	(略)	区 分		
二十七 中央労働委員会					(略)	
					(略)	情報官（人事院 の定めるもの に限る。）
					(略)	五種

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の二十二の表の改正規定は、令和三年七月十日から施行する。